

目次

第1章 地球温暖化問題の現状と前計画の評価

| | |
|------------------------------------|----|
| 1.1. 地球温暖化問題の概要 | 1 |
| 1.2. 温暖化防止に向けた取り組み | 13 |
| 1.3. 1990年からの温室効果ガス排出量の推移と内訳 | 15 |
| 1.4. 部門別の二酸化炭素排出量 | 20 |
| 1.5. 前計画に対する評価 | 24 |

第2章 計画の基本的事項

| | |
|---------------------------|----|
| 2.1. 将来予測 | 29 |
| 2.2. 2010年における目標の設定 | 33 |

第3章 温室効果ガス削減に向けた施策

| | |
|-----------------------------|----|
| 3.1. 県の温室効果ガス削減に向けた施策 | 37 |
| 3.2. 県の重点施策の概要 | 40 |
| 3.3. 家庭での取り組みに対する施策 | 51 |
| 3.4. 事業所での取り組みに対する施策 | 56 |
| 3.5. 行政の取り組み | 61 |

第4章 計画の進行管理

| | |
|---------------------------|----|
| 4.1. 進行管理 | 65 |
| 4.2. 活動量と排出量のモニタリング | 66 |

資料編

| | |
|---------------------------|-----|
| 資料 1. 温暖化防止に向けた取り組み | 69 |
| 資料 2. 地球温暖化対策に関するアンケート調査 | 72 |
| 資料 3. 県内の温室効果ガス排出量 | 75 |
| 資料 4. 将来の二酸化炭素削減量の試算 | 95 |
| 資料 5. 温室効果ガス削減への取り組み | 101 |
| 資料 6. 地球温暖化対策関連融資・助成制度 | 115 |
| 資料 7. 地球温暖化対策に関する参考ホームページ | 118 |

はじめに

計画見直しの背景

島根県では1997年10月に「島根県環境基本条例」を制定し、その理念に基づき1999年2月に「島根県環境基本計画」を策定しました。「島根県環境基本計画」では重点プロジェクトのひとつとして「島根発地球環境保全プロジェクト」を掲げ、2000年3月に「島根県地球温暖化対策推進計画」(以下、「前計画」という。)を策定しました。前計画は、地球温暖化防止のために、県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じ、連携を図りながら取り組みを推進することによって、削減目標の達成を図ることを目的とするものです。

前計画においては、第1ステップとして「二酸化炭素排出量を2003年において1998年の10%削減する」ことを目標とし、必要削減量を653.5千トンCO₂と設定しました。そして2003年を計画の見直し年としています。また第2ステップとして京都議定書と同じ「2010年において1990年の6%削減する」ことを将来目標として設定しました。

しかしながら、この第1ステップの削減目標に対し、2002年の1998年に対する二酸化炭素の削減量は128.9千トンCO₂で、2%削減にとどまっており、10%の削減目標を達成することは困難な状況にあります。また、第2ステップの削減目標に対しても1990年代はじめのバブル景気の影響を受けた消費行動の拡大による、あらゆる部門におけるエネルギー消費の増加や新たな発電施設の操業開始などの増加要因により、現時点で18.1%も増加しており取り組みの強化が必要となっています(各種統計の発表年の違いから、現時点では2002年の排出量の算定となります)。

一方、国においては2002年3月に「地球温暖化対策推進大綱」を改訂するとともに、同年6月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が一部改正され、地方自治体における地域推進計画の策定が法的に位置づけられました。また、「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」の改訂が2003年6月に行われ、温室効果ガス排出量の把握方法の考え方や算定方法が改訂されました。

さらに、2004年11月にロシアが京都議定書を批准したことにより、2005年2月16日、ついに京都議定書が発効しました。京都議定書の発効が現実のものとなった今、わが国は京都議定書において国際社会に約束した6%削減の着実な履行が法的にも必要となりました。

計画の位置づけ

本計画は、前計画において位置づけられた見直し計画です。また、本計画は、改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第二十条において「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする」とうたわれている島根県版の地域推進計画として位置づけられるものです。

計画の目的

本計画においては、前計画策定以降の二酸化炭素排出量を算定してその推移を明らかにし、前計画の検証・評価を行って課題と今後の方向性を整理します。そのうえで、削減目標の見直しを含め、新たな対策や取り組みを検討します。

なお、二酸化炭素排出量の算定や推計にあたっては、改訂された新ガイドラインの新たな算定方法に従って計算を行い、排出量の点からも見直しを行います。